

支給認定(保育の必要性の認定)に関する基準(案)

国の対応方針		区分	倉吉市の基準案		
保育の必要性の認定基準	<p>保育の必要性の認定にあたり、国は以下の3点について認可基準を策定</p> <p>「事由」 保護者の労働または疾病その他の政省令等で定める事由</p> <p>「区分」 保育必要量の区分(保育標準時間また保育短時間)</p> <p>「優先利用」 ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等</p> <p>保育の必要性の認定に係る事由</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 ※一時預かりで対応可能な短時間の勤務は除く ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居または長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動(起業準備を含む)</p> <p>⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>国の基準は示されているが、従うべき基準と参酌すべき基準の区分は示されていない</p>	<p>国の基準のとおり</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>保育標準時間</td> <td>1日11時間までの利用(平均275時間/月、212時間超・292時間以下)</td> </tr> <tr> <td>保育短時間</td> <td>1日8時間までの利用(平均200時間/月、212時間以下) 就労下限時間:1か月あたり48時間以上64時間以下 ※現行、就労時間の下限を「1か月あたり48時間～64時間以上」以外に設定している市町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする</td> </tr> </table> <p>※②妊娠、出産⑤災害復旧⑧虐待やDVのおそれのような事由は、時間の区分を設けない</p> <p>※現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所できる経過措置を講じる</p>		保育標準時間	1日11時間までの利用(平均275時間/月、212時間超・292時間以下)	保育短時間
保育標準時間	1日11時間までの利用(平均275時間/月、212時間超・292時間以下)				
保育短時間	1日8時間までの利用(平均200時間/月、212時間以下) 就労下限時間:1か月あたり48時間以上64時間以下 ※現行、就労時間の下限を「1か月あたり48時間～64時間以上」以外に設定している市町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする				

区分	国の参酌基準は、区分の基準に準ずるべき要求の区分	国の基準のとおり
<p>国の対応方針</p>	<p>優先事由</p>	<p>①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業などの卒園児童 ⑨その他市町村が定める事由</p>
<p>保育料</p>	<p>応能負担(保育標準時間と保育短時間の2区分)</p>	<p>※時間の区分を設けない②妊娠、出産⑤災害復旧⑧虐待やDVのおそれのような事由は、区分しない</p>
<p>利用定員</p>	<p>保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能</p>	<p>(例) 保育標準時間 60人 保育短時間 30人</p>
		<p>【国は特に基準等を定めていない】 保育の必要性の基準等は、本条例施行日以後に保育を受けることとなる小学校就学前の子どもの支給認定から適用することとする</p>